



平成27年11月19日

各 位

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹
(コード番号：3675 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO 小野塚 浩二
(TEL. 03-6859-2250)

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行により、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、創業以来、顧客企業の事業成功に必要な「意思決定のための材料」を提供するため、マーケティング領域において様々なサービスを展開してまいりました。具体的には、創業時におけるネットリサーチを主体とするサービス体制から、オフラインを含めたマーケティングリサーチ領域全体へ事業領域を拡大するとともに、モバイル・スマートフォン領域、Webマーケティング領域へ事業領域を拡大してまいりました。また、事業領域の拡大と並行して、アジアエリアを中心としたグローバル展開も進めており、現在では、総合マーケティング企業としてアジアのマーケティング市場におけるプレゼンスの向上を目指しております。

当社は、本資金調達により、主に東南アジアを中心とした海外展開をスピードアップさせ、アジア全域においてマーケティングリサーチサービスを当社グループ内で提供できる体制を整えるために投資した資金の返済に充当するとともに、グループ各社における事業展開資金や管理体制の強化に充当することにより、財政状態の安定化を図るとともにその他の投資に対して機動的に実行できる状態を整備してまいります。それにより、平成27年8月21日公表の「中期経営計画における収益目標見直しに関するお知らせ」に記載しております収益目標の達成及び中期的な目標である「アジアNo.1のマーケティンググループ」の達成を確実なものとするとともに、国内外のグループ各社の成長を加速させることで、長期的かつ継続的な企業価値の向上を実現する経営基盤の強化を図ります。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,350,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年11月30日（月）から平成27年12月2日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成27年12月7日（月）から平成27年12月9日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長五十嵐幹に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 150,000 株
 なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集における需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社 S B I 証券
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集における需要状況を勘案した上で、株式会社 S B I 証券が当社株主から 150,000 株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長五十嵐幹に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 株式会社 S B I 証券
- (5) 申 込 期 日 平成 27 年 12 月 16 日（水）

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 12 月 24 日 (木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長五十嵐幹に一任する。

以 上

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年11月19日（木）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成27年12月24日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年12月16日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|------------------|-------------|-----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 18,031,164株 | （平成27年11月19日現在） |
| (2) 一般募集による増加株式数 | 1,350,000株 | |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 一般募集後の発行済株式総数	19,381,164株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	150,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	19,531,164株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限593,800,000円について、下記に資金使途の内容を記載いたします。

(融資資金として)

グループ会社への融資資金として、15百万円を海外子会社であるKadence Vietnamの事業拡大に伴う運転資金として充当し、20百万円を子会社であるクロス・コミュニケーションが株式取得したJIN SOFTWARE社の事業拡大に伴う財務基盤強化のための増資資金としてクロス・コミュニケーションへの融資として充当いたします。

(投資資金として)

事業拡大に伴う投資資金として、58百万円をグローバル展開のひとつとして、アメリカで事業を展開する日系企業を中心に総合的なマーケティングサービスを提供していくための体制作りとして、まず、クロス・マーケティングUS(仮)を設立し、資本金として投資した上で、当該資金をJapan Publicity, Inc.から事業を譲り受ける事業譲渡代金及び事業拡大のための運転資金として充当する予定であります。

(借入金の返済資金として)

借入金の返済資金として、351百万円を平成28年に海外子会社であるKadenceグループの株式取得(平成26年11月株式取得)のために借り入れた借入金の返済として充当し、100百万円を平成28年にアジアエリアにおけるグローバル展開のひとつとして株式取得したJupiter MR Solutions Co., Ltdの買収資金(平成27年11月取得)及び事業拡大のための資金として借り入れた資金の返済並びに平成27年10月に新設したタイ国への事業展開のために新設した子会社の資本金及び運転資金として借り入れた資金の返済として充当する予定であります。

(設備投資資金として)

設備投資資金として、平成28年6月までに25百万円をグループ全体の連結決算の精度及びスピード向上のために導入する連結会計システムへの設備投資資金として充当いたします。

(その他)

その他、25百万円をグループの連結決算に関わる体制整備及び国際税務コンサルティング費用として充当する予定であります。

なお、Kadence Vietnamにおける融資資金は、事業拡大に伴う運転資金に充当する予定としており、5～7年程度を回収予定時期とする予定です。クロス・コミュニケーションへの融資資金については、5年を回収予定時期とする予定です。

また、手取り資金の増減による差異については、Kadenceグループの株式取得(平成26年11月株式取得)のために借り入れた借入金の返済の金額にて調整いたします。

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(資金使途の一覧)

(単位：百万円)

資金使途先	種別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
Kadence (Vietnam) への融資	融資	—	15	—
クロス・コミュニケーションへの融資 (JIN SOFTWARE 社への増資資金として)	融資	—	20	—
クロス・マーケティングU S (仮) の設立資金 (Japan Publicity への投資 (事業譲渡・運転資金))	投資	—	58	—
Kadence グループ取得に係る借入金の返済	返済	—	351	—
Jupiter 社の株式取得資金及びタイにおける子会社設立に伴う資本金及び運転資金に係る借入金の返済	返済	—	100	—
連結会計システムの設備投資資金	設備投資	—	25	—
グループの連結決算に関わる体制整備及び国際税務コンサルティング費用	その他	—	25	—
合 計		—	593	—

また、当社グループの設備投資計画は、平成27年11月19日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
当社	本社 (東京都 新宿区)	全社 (共通)	連結会計 システム	37	11	増資 資金	平成 27 年 9 月	平成 28 年 6 月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しておりますが、グループの連結会計の精度・スピードの向上が見込まれます。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして認識しております。事業投資やキャッシュ・フローの状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当方針としては、「連結経常利益10億円達成時に連結配当性向20%を目安に段階的に引き上げる」こととしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、「取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当ができる」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、将来の事業拡大を見据えた企業体質の強化と、事業基盤の拡大に備えるために有効に投資してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年12月期	平成26年12月期
1株当たり連結当期純利益金額	24.62円	13.61円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	10.00円 (5.00円)	4.50円 (2.25円)
実績連結配当性向	13.5%	33.1%
自己資本連結当期純利益率	19.7%	9.5%
連結純資産配当率	1.9%	3.1%

- (注) 1. 当社は、平成25年6月3日に単独株式移転により株式会社クロス・マーケティングの完全親会社として設立されましたので、それ以前に係る記載はしていません。
2. 平成25年12月期の1株当たり連結当期純利益金額については、当社が平成25年6月3日に株式移転（株式移転比率1：1）により設立された会社であるため、会社設立前の平成25年1月1日から平成25年6月2日までの期間について、株式会社クロス・マーケティングの期中平均株式数を用いて計算しております。また、株式会社クロス・マーケティングは、平成25年2月18日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、当社は平成26年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益金額を算定しております。なお、一株当たり年間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。平成25年12月期の自己連結当期純利益率については、期末の自己資本にて算出しております。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。平成25年12月期の連結純資産配当率については、期末の連結純資産にて算出しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権の発行を決議しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（19,531,164株）に対する新株発行予定残数の比率は4.61%となります。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプション付与の状況（平成27年11月19日現在）

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 27 年 8 月 21 日	500,000 株	442 円	221 円	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 32 年 9 月 15 日まで
平成 27 年 8 月 21 日	400,000 株	442 円	221 円	平成 27 年 9 月 16 日から 平成 37 年 9 月 15 日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	—	1,378 円	1,037 円	426 円
高 値	—	1,378 円	1,715 円 □ 734 円	630 円
安 値	—	775 円	1,016 円 □ 375 円	341 円
終 値	—	1,026 円	430 円	443 円
株価収益率	—	13.9 倍	31.6 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、当社株式は平成25年6月3日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。
2. 平成27年12月期の株価については平成27年11月18日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成27年12月期については未確定のため表示していません。
4. □印は、株式分割（平成26年6月1日、1株⇒3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である五十嵐幹は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の新株式発行に伴い、総株主の議決権の数が増加し、支配株主である五十嵐幹が支配株主ではなくなることが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 五十嵐 幹
- (2) 住 所 東京都江東区
- (3) 当社との関係 当社代表取締役社長

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成 27 年 6 月 30 日現在)	親会社以外の 支配株主	83,065 個 (46.07%)	7,499 個 (4.15%)	90,564 個 (50.23%)
異動後	主要株主	83,065 個 (42.86%)	7,499 個 (3.87%)	90,564 個 (46.73%)

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 27 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数 180,293 個を基準に算出しております。

2. 異動後の総株主の議決権に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数 180,293 個に今回の公募による新株式発行により増加する議決権の数 13,500 個を加算した総株主の議決権の数 193,793 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日

5. 今後の見通し

今回の支配株主の異動による当社の経営および業績への影響はありません。

以 上

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。